

## 新型コロナウイルス感染症に伴う赤十字講習実施要件（2023.04.01）

日本赤十字社救護・福祉部作成「講習事業・防災教育事業における新型コロナウイルス感染症の感染対策ガイドライン」（令和4年11月1日版）及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料」等に基づき、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に伴う赤十字講習実施要件を改定し、令和5年4月1日からすべての赤十字講習（救急法基礎講習及び各種養成講習並びに短期講習）に適用します。

### 1. 感染防止対策の徹底

- (1) 十分な換気ができる講習会場を選定し、毎時2回以上換気する。また、可能な限り2つの方向の窓を同時に開放する。
- (2) 主催者は、予め講習会場内の設備（机やイス、ドアノブ等）の消毒を行うなど、講習環境の整備に努める。
- (3) 受講者及び指導員は不織布マスクを着用し、講習の前後には十分な手洗いと手指消毒を徹底する。
- (4) 受講者及び指導員は、適宜使用している資機材の消毒を行う。

### 2. 受講者及び指導員の安全確保

- (1) 健康管理等に関すること

#### 【受講者への依頼事項】

- ・受講者は、講習前に検温及び自身の健康状態の確認を行い、別紙4「健康チェック表・同意書」に記入のうえ、主催者に提出する。
- ・講習中に体調が悪くなった場合は速やかに指導員へ申し出る。また、帰宅後、体調の変化があった時は、主催者へ連絡をする。
- ・講習終了後は会場から速やかに退出する。

#### 【指導員への依頼事項】

- ・指導員は、講習前に検温を行い、「健康チェック表・同意書」（支部への提出は不要）を用いて自身の健康状態を確認する。参加条件を満たしていない場合は、速やかに支部あて連絡する。
- ・講習前に、受講者の「健康チェック表・同意書」を主催者から受け取り、受講者が参加条件を満たしていることを確認する。条件を満たさない受講者がいる場合は受講をご遠慮いただくよう本人に伝える。
- ・講習開始時に、別紙2「赤十字講習受講者の皆さまへお願い」の内容を受講者に説明する。
- ・別紙5「講習実施チェックリスト」を用いて、講習前及び講習中、講習後において、各項目が遵守されているかを確認する。遵守されていない場合は、主催者に改善を依頼するとともに、講習会の継続又は中止について主催者と協議する。なお、「講習実施チェックリスト」は、講習終了後、講習実施状況報告書と併せて支部に提出する。

- ・赤十字施設に所属する職員指導員は、各施設における感染症への対応等の状況により、派遣の可否を判断する。
- ・講習中に受講者が体調不良となった場合は、主催者と指導員間で中止について協議する。

#### 【主催者への依頼事項】

- ・講習を計画・開催しようとする主催者は、指導員派遣申請書と別紙「派遣申請チェックリスト」を支部あて提出する。
- ・講習前に、受講者に「赤十字講習受講者の皆さまへお願い」の配布と説明を行う。
- ・感染発生の場合に備え、受講者から提出のあった「健康チェック表・同意書」を開催日から起算し1年間保存するとともに、保存期間経過後は、適切に処分する。
- ・万が一、感染が発生した時は、主催者から支部あて速やかに連絡する。

#### (2) 受講要件等に関すること

- ・受講者は長野県内の方のみとする。(越県受講は禁止)
- ・すべての赤十字講習(水上安全法を除く)において、人と人が接触する実技の実施を可とする。  
ただし、感染予防のため、当面の間、人工呼吸(呼気吹き込み法)の実技は実施しない。
- ・共同で使用する資機材に触れた際は、その都度、手指消毒を行う。
- ・講習参加に起因して感染症に感染した場合でも、セーフティプログラムの保険適用にならない。

### 3. 講習の中止

次の事例に該当する場合は、中止とする。

- (1) 講習を開催する地域の感染状況や社会情勢等により、開催が不相当と判断した場合
- (2) 指導員が「講習実施チェックリスト」により、各項目が遵守されていないと判断した場合
- (3) 指導員の体調が万全ではなく、他の指導員が派遣できない場合
- (4) 災害が発生した、又は災害の発生が警戒される場合

### 4. その他

講習で使用する資材については、次のとおりとする。

- (1) 講習資材は県内に分置してあるものを使用することとし、不足分については、支部から貸し出す。
- (2) 支部から貸し出す資材は、原則、講習の前日又は当日に支部に取りに来ることとし、返却については、講習当日又は講習の翌日に支部に返却する。なお、宅配便等で送る場合は、貸出時の配送費は支部負担とし、返却時の配送費は主催者負担とする。

